

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 事業契約書 (案) 新旧対照表 (平成26年5月19日)

【事業契約書 (案)】

頁	章	条	項	号	旧	新
2	1	6	1		<p>選定事業者は、次の各号の契約保証金を市に納付する。選定事業者は、<u>本施設</u>の設計・建設期間中の契約保証金として第1号の金額を本事業契約締結時に納付し、維持管理・運営期間中の契約保証金として第2号の金額を本施設の引渡時に納付する。</p>	<p>選定事業者は、次の各号の契約保証金を市に納付する。選定事業者は、<u>本施設 (自由提案施設を除く。以下本条において同じ。)</u>の設計・建設期間中の契約保証金として第1号の金額を本事業契約締結時に納付し、<u>本公園</u>の維持管理・運営期間中の契約保証金として第2号の金額を本施設の引渡時に納付する。</p>
4	1	10	1		<p>選定事業者は、その責任及び費用負担において、本事業契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可(自由提案施設に係る設置許可を除く。<u>以下本条にて同じ。</u>)の取得、維持、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。</p>	<p>選定事業者は、その責任及び費用負担において、本事業契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可(自由提案施設に係る設置許可を除く。<u>以下本条において同じ。</u>)の取得、維持、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。</p>
5	1	12	3		<p>市が選定事業者から第1項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該通知対象事象に対応するために速やかに本施設の補修改善等、<u>本事業契約等</u>の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、当該事象が発生した日から60日以内に<u>本事業契約等</u>の変更について合意が成立しない場合は、市が当該事象に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>	<p>市が選定事業者から第1項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該通知対象事象に対応するために速やかに本施設の補修改善等、<u>要求水準書等</u>の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、当該事象が発生した日から60日以内に<u>要求水準書等</u>の変更について合意が成立しない場合は、市が当該事象に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>
7	1	16	1		<p>選定事業者は、自ら又は工事請負人等・<u>業務受託社</u>等をして、別紙5に定める保険を付保しなければならない。</p>	<p>選定事業者は、自ら又は工事請負人等・<u>業務受託者</u>等をして、別紙5に定める保険を付保しなければならない。</p>

頁	章	条	項	号	旧	新
9	3	23	1		<p>(市による設計図書等の確認)</p> <p>第23条 選定事業者は、本件日程表に従い、<u>設計図書が関係図書に適合するものであることについて、別紙6に示す設計図書等を提出して市の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>(設計図書等の完了検査及び完了確認)</p> <p>第23条 選定事業者は、<u>自ら費用を負担して、本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）の設計について確認するための検査（以下「完了検査」という。）を本件日程表に従い、実施するものとする。</u>なお、<u>完了検査後速やかに、別紙6に示す設計図書等を市に提出して市の確認を受けなければならない。</u></p>
9	3	23	2		<p>市は、<u>前項の書類の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から14日以内に、設計図書等の内容が関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて関係図書に適合することを確認したときは、その旨を選定事業者に通知しなければならない。</u></p>	<p>市は、<u>前項の提出を受けた日から14日以内に、設計図書等の内容が関係図書に適合するかどうか完了確認を実施し、関係図書に適合することを確認したときは、その旨を選定事業者に通知しなければならない。</u></p>
14	5	35	2		<p>選定事業者は、前項で整備する本件備品等の中で要求水準書に示す備品については、市への<u>本施設</u>の引渡しと同時に引渡し、その完全な所有権を市に移転しなければならない。</p>	<p>選定事業者は、前項で整備する本件備品等の中で要求水準書に示す備品については、市への<u>本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）</u>の引渡しと同時に引渡し、その完全な所有権を市に移転しなければならない。</p>
14	5	36	2		<p>ただし、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、選定事業者と市で協議して決定する。いずれの場合も、近隣対策の実施について、選定事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。</p>	<p>ただし、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、選定事業者と市で協議して決定する。<u>なお、当該協議が整わない場合は、市が費用負担について決定する。</u>いずれの場合も、近隣対策の実施について、選定事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。</p>

頁	章	条	項	号	旧	新
17	5	44	1		<p>選定事業者は、自ら費用を負担して、本施設の工事の施工状況を確認するための検査（以下「中間検査」という。）を平成26年度分及び平成27年度分並びに平成28年度分においてそれぞれ実施した後に、本施設の工事の完成を確認するための検査（以下「完工検査」という。）を行うものとする。</p>	<p>選定事業者は、自ら費用を負担して、本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）の工事の施工状況を確認するための検査（以下「中間検査」という。）を平成26年度分及び平成27年度分並びに平成28年度分においてそれぞれ実施した後に、本施設の工事の完成を確認するための検査（以下「完工検査」という。）を行うものとする。</p>
17	5	45	2		<p>市は、本施設が関係図書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を選定事業者へ通知して、工事目的物を必要最小限度破壊して確認することができる。</p>	<p>市は、本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）が関係図書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を選定事業者へ通知して、工事目的物を必要最小限度破壊して確認することができる。</p>
18	5	46			<p>選定事業者は、前条第5項に規定する完工確認通知書の受領と同時に、別紙9の様式による目的物引渡書を市に提出し、本件引渡日において本施設（自由提案施設を除く。以下本条にて同じ。）の引渡しを行い、これにより、市は、本件引渡日に、本施設の完全な所有権を原始取得する。</p>	<p>選定事業者は、前条第5項に規定する完工確認通知書の受領と同時に、別紙9の様式による目的物引渡書を市に提出し、本件引渡日において本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）の引渡しを行い、これにより、市は、本件引渡日に、本施設の完全な所有権を原始取得する。</p>
19	5	49	1		<p>選定事業者は、第38条第1項に規定する場合を除き、選定事業者の責めに帰すことができない事由により本件引渡日に本施設（自由提案施設を除く。以下本条にて同じ。）を市に引き渡すことができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に本件引渡日の変更を請求することができる。</p>	<p>選定事業者は、第38条第1項に規定する場合を除き、選定事業者の責めに帰すことができない事由により本件引渡日に本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）を市に引き渡すことができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に本件引渡日の変更を請求することができる。</p>

頁	章	条	項	号	旧	新
19	5	51	1		市の責めに帰すべき事由により、本施設（自由提案施設を除く。 <u>以下本条にて同じ。</u> ）の引渡しが遅延した場合又は工期を短縮した場合には、市は、当該工期変更に伴い選定事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を選定事業者に対して支払う。	市の責めに帰すべき事由により、本施設（自由提案施設を除く。 <u>以下本条において同じ。</u> ）の引渡しが遅延した場合又は工期を短縮した場合には、市は、当該工期変更に伴い選定事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を選定事業者に対して支払う。
29	10	78	1		本事業契約締結日以後、 <u>本施設</u> の選定事業者から市に対する引渡しまでの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、選定事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。	本事業契約締結日以後、 <u>本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）</u> の選定事業者から市に対する引渡しまでの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、選定事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。
30	10	79	1		<u>本施設</u> 引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は選定事業者に対して相当の期間を定めて選定事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する（ただし、治癒不能な事項については当該通知は行わない。）。	<u>本施設（自由提案施設を除く。以下本条において同じ。）</u> 引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は選定事業者に対して相当の期間を定めて選定事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する（ただし、治癒不能な事項については当該通知は行わない。）。
32	10	80	2		選定事業者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス購入費を市に対して請求することができる（ <u>本施設</u> の引渡し前に解除した場合には、市は当該出来高部分に対応するサービス購入費を選定事業者に対して支払って、当該出来高部分を買収しなければならない。）。	選定事業者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス購入費を市に対して請求することができる（ <u>本施設（自由提案施設を除く。）</u> の引渡し前に解除した場合には、市は当該出来高部分に対応するサービス購入費を選定事業者に対して支払って、当該出来高部分を買収しなければならない。）。

頁	章	条	項	号	旧	新
32	10	81	1		<p>不可抗力又は法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第38条第4項若しくは第89条第1項の協議が整わないとき又は第87条第1項の通知の日から60日を経過しても同項の協議が整わないときは、市は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	<p>不可抗力又は法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第38条第4項若しくは第89条第2項の協議が整わないとき又は第87条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第2項の協議が整わないときは、市は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。</p>
33	10	82			<p>市が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。</p>	<p>市が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、本事業契約で別段の定めによって解除される場合を除き、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。</p>
35	12	87	2		<p>市が選定事業者から前項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本施設の設計及び建設、本件引渡日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、変更された法令の公布日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>	<p>市が選定事業者から前項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本施設の設計及び建設、本件引渡日、要求水準書等の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>

頁	章	条	項	号	旧	新
35	13	89	2		<p>市が選定事業者から前項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本施設的设计及び建設、本件引渡日、<u>本事業契約等</u>の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、不可抗力が発生した日から60日以内に<u>本事業契約等</u>の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>	<p>市が選定事業者から前項の通知を受領した場合、市及び選定事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本施設的设计及び建設、本件引渡日、<u>要求水準書等</u>の変更について協議する。かかる協議にも拘らず、不可抗力が発生した日から60日以内に<u>要求水準書等</u>の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。</p>
36	14	91			<p>市は、選定事業者に対して、本事業契約に基づく選定事業者の債務履行に対し市が支払う対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計をサービス購入費として支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。</p>	<p>市は、選定事業者に対して、本事業契約に基づく選定事業者の債務履行に対し市が支払う対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計をサービス購入費として支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。</p>

頁	別紙番号	項目		旧	新																
41	別紙 1	4	ア	「実施方針」とは、市が平成 2 5 年 1 2 月 9 日に公表した <u>(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業実施方針及び実施方針</u> に関する質問及び意見に対する回答を個別に、又は総称している。	「実施方針」とは、市が平成 2 5 年 1 2 月 9 日に公表した <u>(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業実施方針(実施方針とともに公表された要求水準書(案)を含む。)</u> 並びに <u>実施方針及び要求水準書(案)</u> に関する質問及び意見に対する回答を個別に、又は総称している。																
60	別紙 10	2	(2) ア	ア 支払方法 市は、第 4 6 条に定める <u>本施設</u> の引渡し後、年 4 回、全 8 0 回に分けて、サービス購入費 A-2 を支払う。	ア 支払方法 市は、第 4 6 条に定める <u>本施設(自由提案施設を除く。)</u> の引渡し後、年 4 回、全 8 0 回に分けて、サービス購入費 A-2 を支払う。																
60	別紙 10	2	(2) ウ	ウ サービス購入費 A-2 の算定方法 各請求予定年月におけるサービス購入費 A-2 の算定方法は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="470 1032 991 1373"> <thead> <tr> <th>請求予定年月</th> <th>サービス購入費 A-2 の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 7 月</td> <td>[元本] に対する <u>本公園引渡予定日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	請求予定年月	サービス購入費 A-2 の算定方法	平成 30 年 7 月	[元本] に対する <u>本公園引渡予定日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利	略	略	略	略	ウ サービス購入費 A-2 の算定方法 各請求予定年月におけるサービス購入費 A-2 の算定方法は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1023 1032 1543 1373"> <thead> <tr> <th>請求予定年月</th> <th>サービス購入費 A-2 の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 7 月</td> <td>[元本] に対する <u>本件引渡日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	請求予定年月	サービス購入費 A-2 の算定方法	平成 30 年 7 月	[元本] に対する <u>本件引渡日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利	略		略	
請求予定年月	サービス購入費 A-2 の算定方法																				
平成 30 年 7 月	[元本] に対する <u>本公園引渡予定日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利																				
略	略																				
略	略																				
請求予定年月	サービス購入費 A-2 の算定方法																				
平成 30 年 7 月	[元本] に対する <u>本件引渡日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利																				
略																					
略																					
61	別紙 10	2	(2) ウ	図: サービス購入費 A-2 の支払いイメージ (①+②) に対する <u>本公園引渡予定日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利	図: サービス購入費 A-2 の支払いイメージ (①+②) に対する <u>本件引渡日</u> から平成 30 年 3 月 31 日までの金利																
61	別紙 10	2	(2) オ	また、基準金利は、次の改定時期に従って事業期間中に 2 回改定する。 <table border="1" data-bbox="470 1664 991 2004"> <thead> <tr> <th>請求予定年月</th> <th>基準金利の改定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月</td> <td><u>本公園引渡予定日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	請求予定年月	基準金利の改定時期	平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月	<u>本公園引渡予定日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)	略	略	また、基準金利は、次の改定時期に従って事業期間中に 2 回改定する。 <table border="1" data-bbox="1023 1664 1543 2004"> <thead> <tr> <th>請求予定年月</th> <th>基準金利の改定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月</td> <td><u>本件引渡日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	請求予定年月	基準金利の改定時期	平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月	<u>本件引渡日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)	略	略				
請求予定年月	基準金利の改定時期																				
平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月	<u>本公園引渡予定日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)																				
略	略																				
請求予定年月	基準金利の改定時期																				
平成 30 年 7 月 ~ 平成 40 年 4 月	<u>本件引渡日</u> の 2 営業日前 (金融機関の営業日でない場合はその前営業日)																				
略	略																				

頁	別紙番号	項目		旧	新																		
69	別紙 10	4	(2)	ア	<p>サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費B-3の支払金額の改定は、下表の指標に基づいて算定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務</th> <th>使用する指標 (確報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">維持 管理 業務</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>運 営 業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・開園準備業務 ・運動施設運営業務 ・<u>スポーツ教室</u> ・<u>事業の実施業務</u> ・集客促進業務 ・駐車場及び駐輪場の運営業務 ・安全管理・防災・緊急時対応業務 ・行政等への協力業務 ・周辺施設との連携業務 ・事業期間終了時の引継ぎ業務 </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">統括管理業務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	業務	使用する指標 (確報)	維持 管理 業務	略	略	略	略	略	略	略	略	運 営 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・開園準備業務 ・運動施設運営業務 ・<u>スポーツ教室</u> ・<u>事業の実施業務</u> ・集客促進業務 ・駐車場及び駐輪場の運営業務 ・安全管理・防災・緊急時対応業務 ・行政等への協力業務 ・周辺施設との連携業務 ・事業期間終了時の引継ぎ業務 	略	統括管理業務		
区分	業務	使用する指標 (確報)																					
維持 管理 業務	略	略																					
	略	略																					
	略	略																					
	略	略																					
運 営 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・開園準備業務 ・運動施設運営業務 ・<u>スポーツ教室</u> ・<u>事業の実施業務</u> ・集客促進業務 ・駐車場及び駐輪場の運営業務 ・安全管理・防災・緊急時対応業務 ・行政等への協力業務 ・周辺施設との連携業務 ・事業期間終了時の引継ぎ業務 	略																					
統括管理業務																							
75	別紙 11	2	(1)	3)	<p>エ) 完工後業務</p> <p>・市は、選定事業者による検査等の終了後、<u>本施設等</u>について、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完工確認を実施する。</p>	<p>エ) 完工後業務</p> <p>・市は、選定事業者による検査等の終了後、<u>本施設 (自由提案施設を除く。)</u>について、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完工確認を実施する。</p>																	

頁	別紙番号	項目		旧	新
86	別紙 13	1	(1)	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、 <u>本施設</u> の整備につき、選定事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額がそれらの期間中の累計で、サービス購入費 A-1 及びサービス購入費 A-2 の合計額（割賦金利を除く。）の 100 分の 1 に至るまでは選定事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、 <u>本施設（自由提案施設を除く。）</u> の整備につき、選定事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額がそれらの期間中の累計で、サービス購入費 A-1 及びサービス購入費 A-2 の合計額（割賦金利を除く。）の 100 分の 1 に至るまでは選定事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。
86	別紙 13	2	(1)	設計・建設期間中に不可抗力が生じ、 <u>本施設</u> の整備につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害額がそれらの期間中の累計で、サービス購入費 A-1 及びサービス購入費 A-2 の合計額（割賦金利を除く。）の 100 分の 1 に至るまでは選定事業者が、これを超える額については市がそれぞれ負担する。	設計・建設期間中に不可抗力が生じ、 <u>本施設（自由提案施設を除く。）</u> の整備につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害額がそれらの期間中の累計で、サービス購入費 A-1 及びサービス購入費 A-2 の合計額（割賦金利を除く。）の 100 分の 1 に至るまでは選定事業者が、これを超える額については市がそれぞれ負担する。